



<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/04kaiseiikukaihousetumeikai01.html>

【お問合せ先】雇用環境・均等室（022-299-8844）

---

## 2. 治療と仕事の両立支援地域セミナーを開催！

---

治療と仕事の両立支援オンライン地域セミナーが下記により開催されます。

今年度はオンラインでの開催となり、全国各地から人数制限なく参加できますので是非ご参加ください。

### 記

開催日：令和4年1月14日（金）

時間：14：30～16：00

●セミナーのURL

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/symposium/2021/>

●セミナーの案内（リーフレット）

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/001039773.pdf>

●ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>

【お問合せ先】健康安全課(022-299-8839)

---

## 3. 令和4年1月以降の雇用調整助成金等の特例措置等について

---

(注)以下は、事業主の皆様に政府としての方針を表明したものです。施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点（12/20現在）での予定となります。

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置について、令和4年1月以降3月末までの期間については、下記のとおりとなります。

(1)「雇用調整助成金」について

- ・業況特例・地域特例について、3月末まで現行の日額上限・助成率の特例を継続
- ・原則的な措置は、3月末まで現行の助成率の特例を継続しつつ、日額上限は、1月から2月は11,000円、3月は9,000円に段階的に見直し

(2)「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」について

- ・地域特例について、3月末まで現行の日額上限・支給率を継続
- ・原則的な措置は、1月～3月末まで現行の支給率を維持しつつ、日額上限を8,265円に見直し

【お問合せ先】

- ・雇用調整助成金  
職業対策課 (022-299-8063)
- ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金  
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金  
コールセンター (0120-221-276)